

令和8年度 飲食店(食品営業許可施設)等における 受動喫煙防止対策の現状調査結果報告

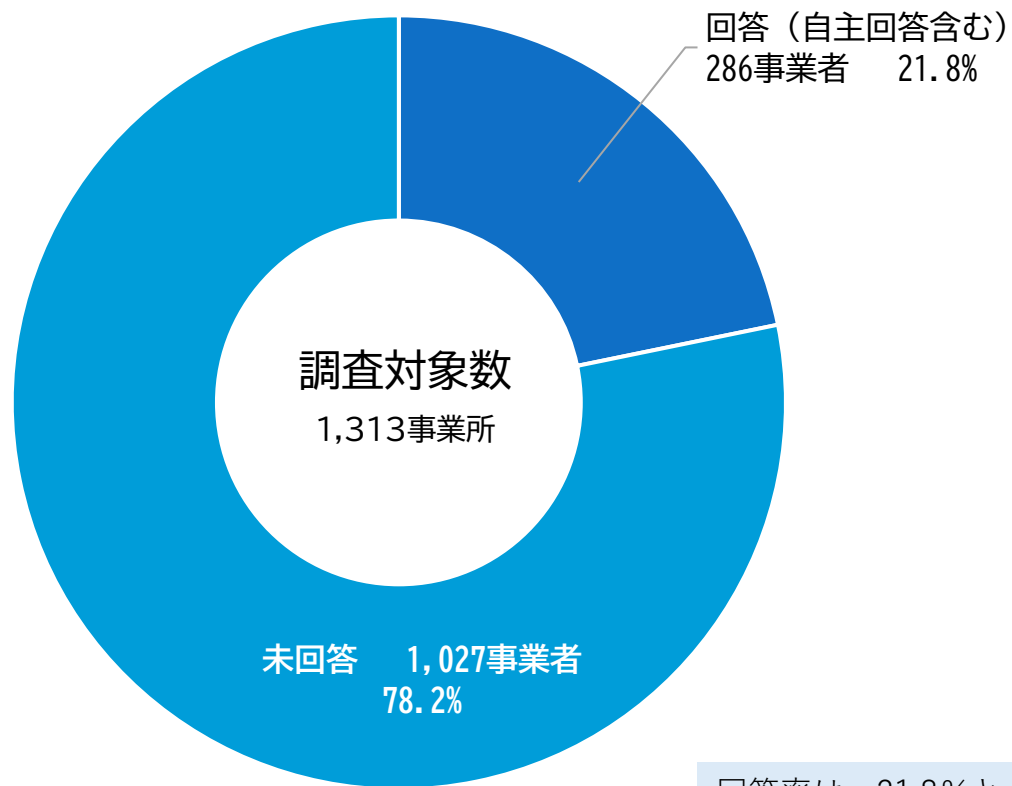
令和8年7月実施 盛岡市保健所健康増進課

調査概要

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1. 調査名称 | 飲食店(食品営業許可施設)等における受動喫煙防止対策の現状調査 |
| 2. 調査対象 | 食品衛生法に基づく営業許可を受けている盛岡市内の飲食店等 |
| 3. 基準日 | 令和8年7月1日時点 |
| 4. 調査内容 | 別添「調査票」のとおり |
| 5. 回答期限 | 令和8年7月31日(金) |
| 6. 回答方法 | (1)オンライン回答 (2)ファクス (3)郵送 |

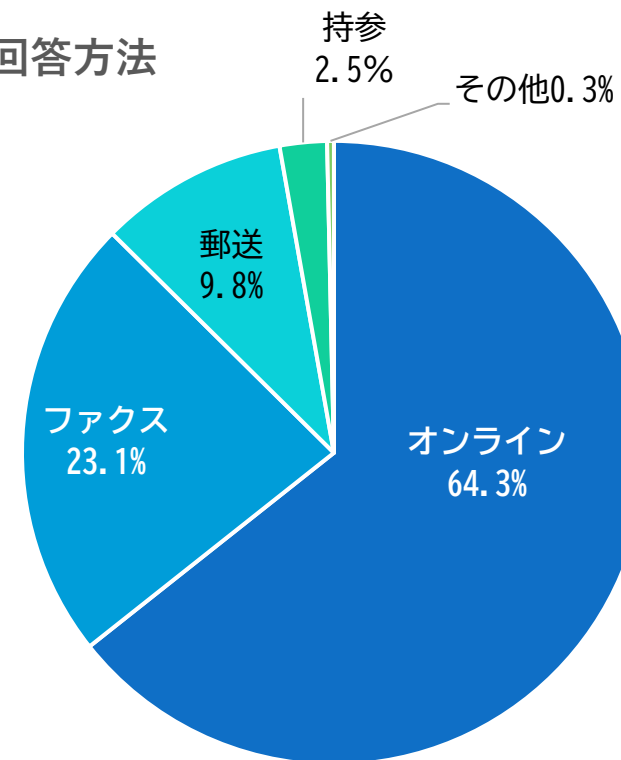
回答率

回答率



送付数 1,409事業所
閉店移転等 96事業所
調査対象数 1,313事業所

回答方法



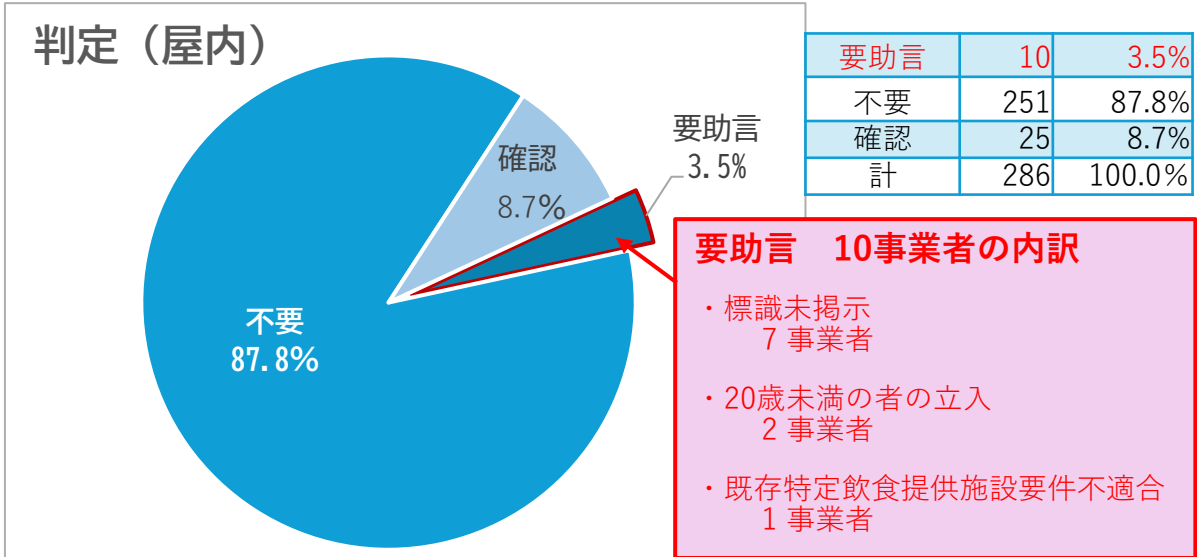
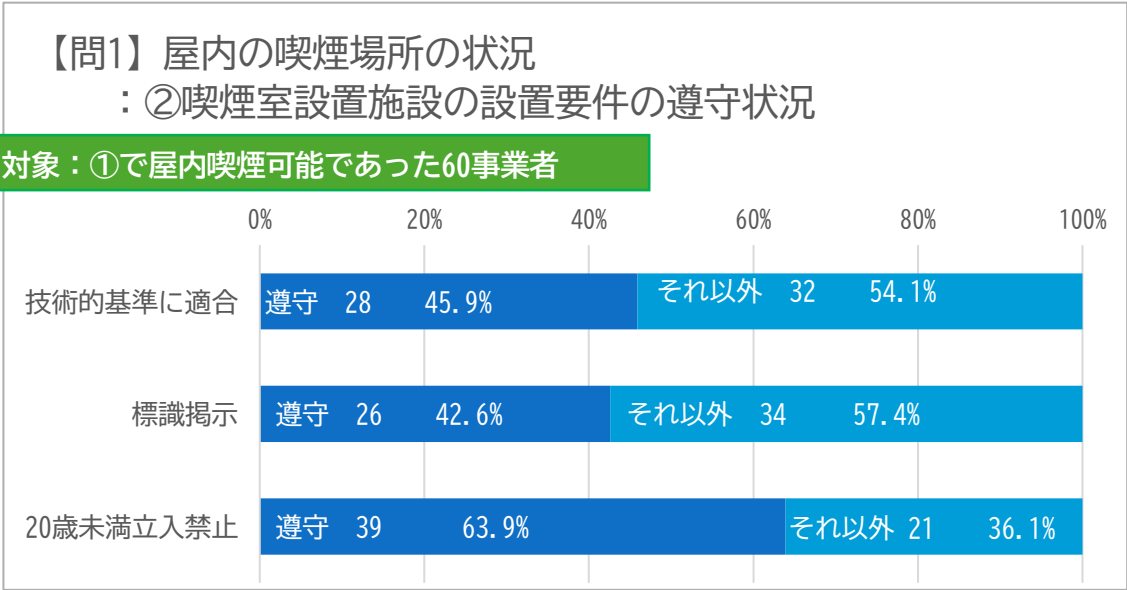
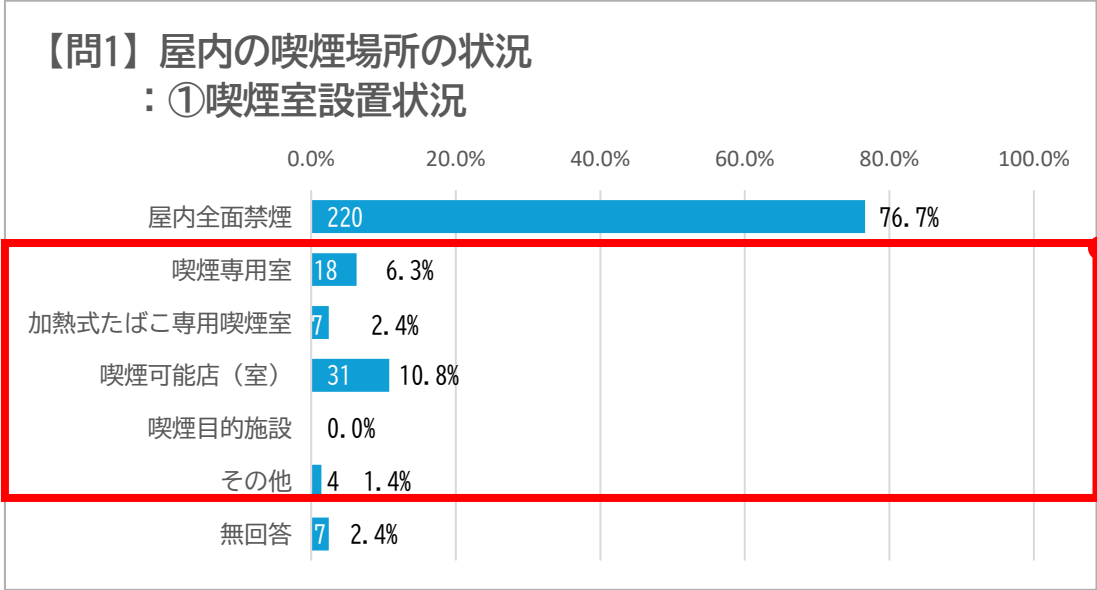
オンライン	184	64.3%
ファクス	66	23.1%
郵送	28	9.8%
持参	7	2.5%
その他	1	0.3%
計	286	100.0%

回答率は、21.8%と、直近の3年間の回答率約30%と比較すると、低調であった。低調の原因は、調査対象1,313事業者のうち令和6年末回答事業者が1,003事業者、そのうち約83%が今回も未回答であったことだと推測する。

回答方法については、オンラインによる回答が64.3%と、令和6年の同調査49.8%と比較すると大幅に伸びていた。インターネット環境がない事業者もいるため、オンライン回答のみとすることはできないが、より多く回答していただくためには必須の回答方法と考える。

※令和7年度は厚労省による飲食店調査のため、比較対象としていない。

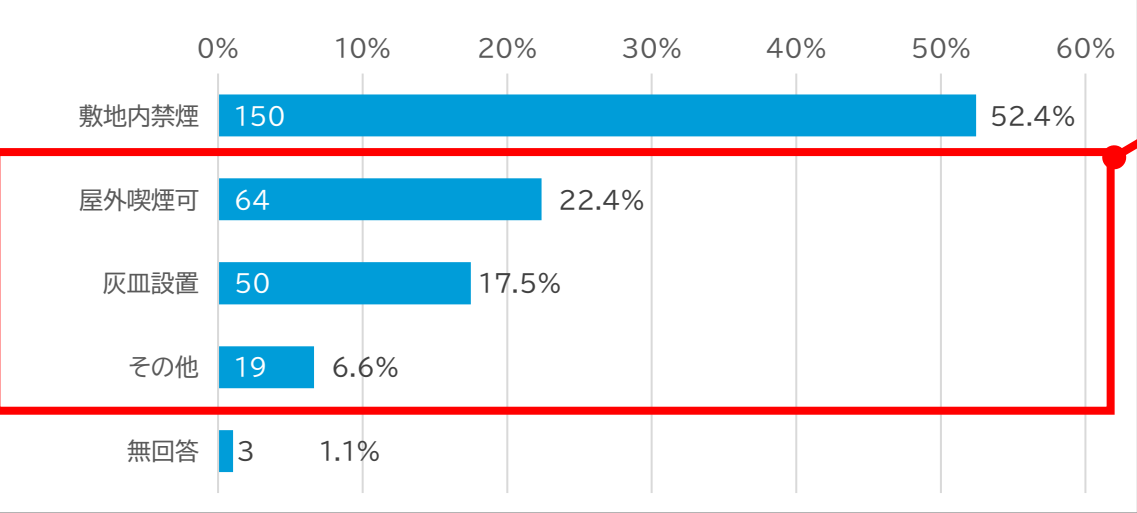
問1 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ をつけてください。



- ・ 「要助言」の事業所へは、電話連絡をし、現況確認。改善が必要な点を説明し改善を求めた。
「確認」の事業所は電話連絡がつかないため、現況調査での不明点詳細を文書で通知する。
- ・ 改善結果および不明点を今後実施する改善状況調査で確認予定。
- ・ グラフ②喫煙室設置施設の遵守状況では、喫煙室における風速、屋外排気、禁煙室との区画などの技術的基準、標識掲示の遵守率が50%未満であったことより、喫煙室設置要件がまだ浸透していないことが推測される。

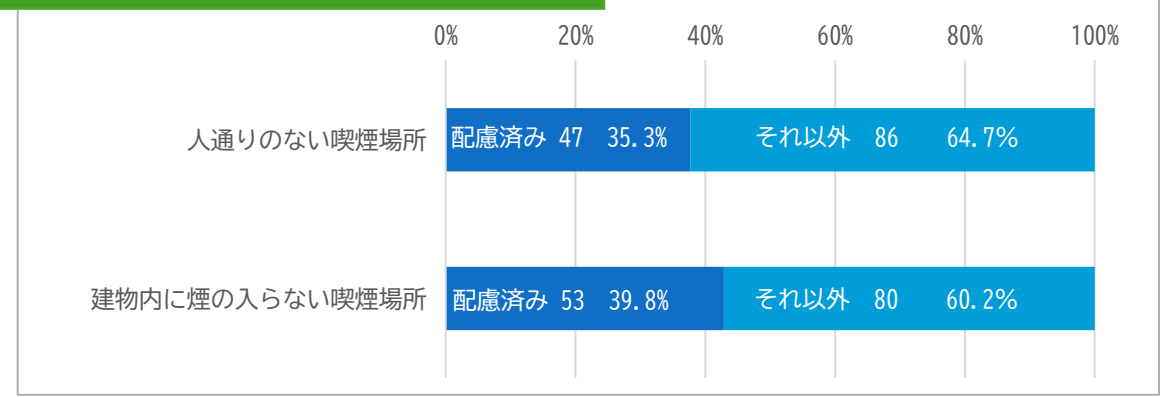
問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ をつけてください。

問2 屋外の喫煙場所の状況：①屋外の喫煙状況

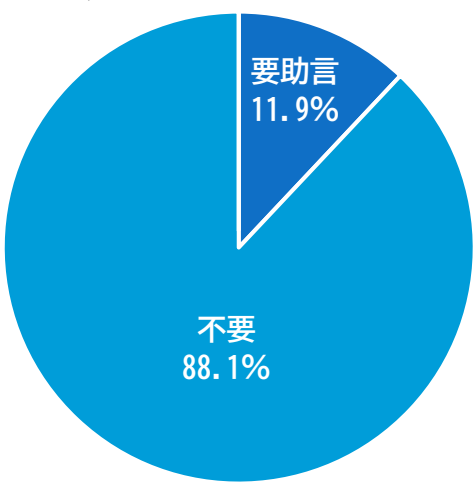


問2 屋外の喫煙場所の状況
：②屋外喫煙場所の設置状況

対象：①で屋外喫煙可能であった133事業者



判定（屋外）

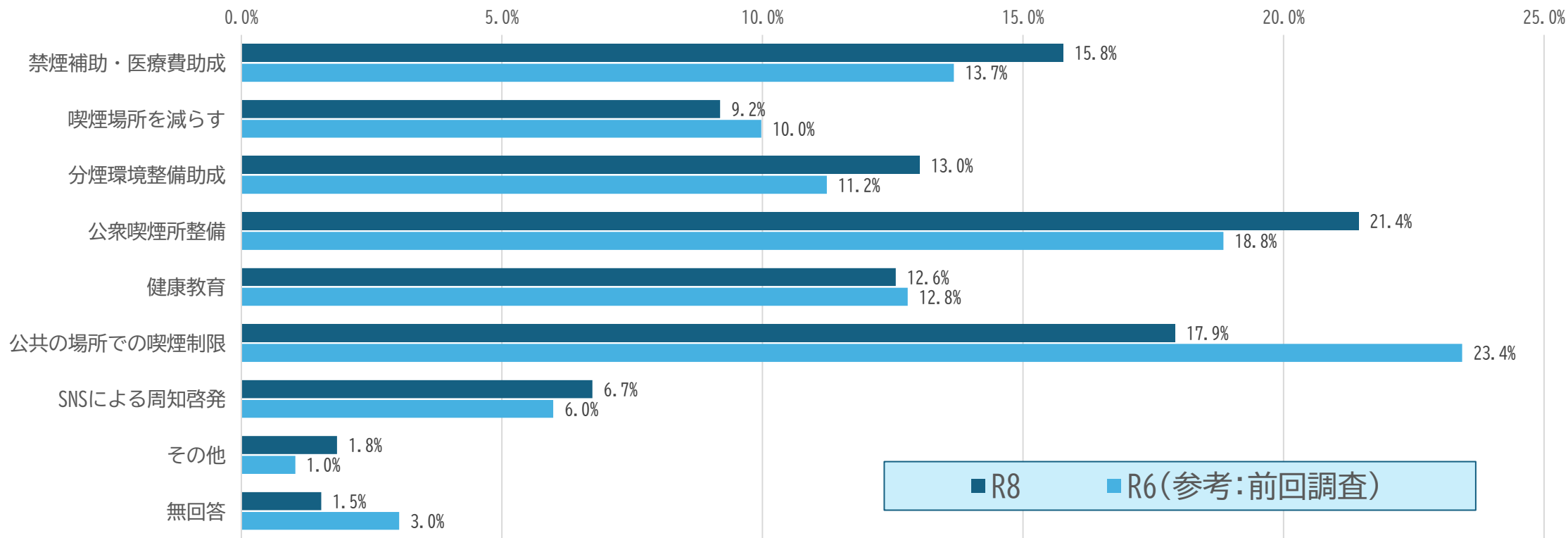


要助言	34	11.9%
不要	252	88.1%
確認	0	0.0%
計	286	100.0%

要助言対象は、屋外に灰皿を設置しているが、「人通りのない喫煙場所」、「建物内に煙の入らない喫煙場所」を選択していない事業者とした。その割合は11.9%であった。原則屋内禁煙のため、屋外での喫煙としている場合が多いことより、喫煙場所の撤去ではなく、喫煙者へ周知啓発（周囲へ配慮の上での喫煙）するよう、灰皿設置者へ助言予定。

問3 受動喫煙を減らす取組として必要だと思うものすべてに をつけてください。

【問3】 受動喫煙を減らすための取組（複数回答）



今年度の回答で最も多かったのが、「公衆喫煙所整備」で21.4%、次いで、「公共の場所での喫煙制限」17.9%であった。

R6調査で最も多かった「公共の場所での喫煙制限」は5.5%減少、「分煙環境整備助成」1.8%、「公衆喫煙所整備」2.6%、「禁煙補助・医療費助成」で2.1%上昇した。しかし、「禁煙補助・医療費助成」、「公衆喫煙所整備」、「公共の場所での喫煙制限」の3項目が今年度（令和8年度）、令和6年度とも上位を占めていることには変わりがなく市民が必要と思う取り組みは変わっていないことが窺えた。

問4 受動喫煙防止対策に関することで御意見があればお聞かせください。

□ 喫煙所の設置（原文のまま）

- ・ 喫煙所を減らすと、歩道や車道、他の道路などで喫煙する方が増えると思います！逆効果だと思う！ なので、喫煙者には喫煙所を確保してあげ、そこで喫煙してもらうルールを守ってもらう。そうすることで、吸う方、吸わない方おたがいが気持ちの良い環境になると思います。
- ・ 喫煙所から流れてくる煙で受動喫煙になっていると感じることも多く、煙が周囲に充満しないような喫煙所でなければ意味がないと感じています。
- ・ 歩きタバコ、喫煙場所が人の歩く道路（コンビニ前とか）だと煙がすごいので公衆喫煙所とか人があまり通らない場所とかにしてほしい。全面禁煙は少しかわいそうな気がする。
- ・ 外や施設内などでも喫煙スペースが一気に減りすぎたせいで本来だめな場所でも喫煙している人が多いのかなと思います。喫煙している人が一定以上いるのも考慮してもらえたらもう少しバランスよくなる気はしています外でも店内でも。
- ・ 公園や公共の施設に喫煙する人のスペースが少ない。しっかり確保して、歩きタバコを吸う人は携帯灰皿の所持を義務化して欲しい。ポイ捨ては周りの動物や植物にも悪影響。
- ・ 分煙設備の設置はまだまだだと思うので、進めてほしい。
- ・ 個人的にコンビニ入口付近の喫煙所（灰皿）を別なところにしていただきたいなと・・・
- ・ 喫煙場所が少なくなりすぎたことにより一部の心ない喫煙者の路上喫煙やポイ捨てを助長していると感じます。喫煙者としての意見ではございますが可能な範囲で喫煙場所（排気を効かせた喫煙室、往来から距離を取れる場所での公共灰皿設置）等の整備をお願いできればありがたいです。
- ・ JT等のタバコ業者に喫煙場所を設置する土地を提供して欲しい。
- ・ 盛岡は公衆喫煙所が少ないです。
- ・ そもそも、居酒屋とは子どもが出入りする場ではないことは大人（親）もわかって連れてきていいるはず。親の責任であって、店側が対応して（わざわざ）不利益を被るのは違うのではないかな？小さい飲食店に対応させるよりも、市役所の職員県庁職員が業務中に中津川沿いや櫻山界限でタバコを吸っているところを目撃します。景観も悪いし、そもそも業務中に外に出てタバコを吸っているとは、。と思います。どの場所も観光客や小さい子供なども歩いたりしているところで吸う方がどうなのかと考えます。ポイ捨ても問題です。社員の責任は会社内で責任を持って管理してください。社外に出て、一般人に迷惑をかけないでください。県庁や市役所など5回以上のビルは屋上を開放し管理すべきだと考えます。煙は上に行きます。受動喫煙の心配はありません。「敷地内禁煙」が一般人に一番迷惑がかかります。高いたばこ税を使って、役所で喫煙場所を作るべきです。”
- ・ 歩きタバコはもっての外だがすべて制限を設けるなど短絡的なことではなく、「しっかり囲われたスペースを何カ所かに設置する」などの取組が必要。制限ばかりかけても悪い方向へ行くのが人間なのだから、逃げ道措置は重要。

問4 受動喫煙防止対策に関することで御意見があればお聞かせください。

□ 条例制定（原文のまま）

- ・ 歩きタバコを止めてほしい。小さいこの目線にタバコを持った手がある。服やカバンにあたったりするので。
- ・ 必要な制限をして、受動喫煙防止と健康増進を促進していただきたいと思います。
- ・ 喫煙所の考え方をやめて、全員で過ごす（公共）。全てで禁煙にしてほしい！
- ・ 面積などの規模に関わらず飲食できる店内では禁煙としてほしい。
- ・ 自分は吸わないので、なるべく人前で吸わないような世の中になって欲しい。
- ・ 市内全面禁止
- ・ 路上喫煙も徹底して規制をかけていただきたいです。道に落ちているタバコの吸い殻が気になります。
- ・ 歩きタバコを止めてほしいが、禁止区域の表示を大きくわかるようにしてほしい。

□ たばこ製品の値上げ、製造販売の中止（原文のまま）

- ・ いっそのこと、国でたばこ販売禁止すればいいと思う。
- ・ 国としてタバコを全面禁止にする。それかできなければ喫煙による増大した????な負担を煙草の値段にうわのせする。
- ・ タバコ税を上げ、それを予算にし喫煙者を減らす取り組みをしては。

□ 売上に影響（原文のまま）

- ・ 1 対策をしているが、間違いなく売上にも影響しています。その部分を検討してほしい。（吸えない店には行かない）
2 何処見てもそうですが、飲食店界限は特にポイ捨てが多い。火災の原因になると思うし、外の掃除も大変です。
- ・ 飲食店は経営が厳しく、喫煙したい客に喫煙を断ったら店に来なくなったことがあったため、禁煙と言えない。1000円を失ってしまう。

問4 受動喫煙防止対策に関することで御意見があればお聞かせください。

□ 周知啓発（原文のまま）

- ・ タバコにより、吸っているその場の呼吸器の疾患がある人へ被害があることをもっと周知して欲しい。（将来的なリスクが語られることが多いと感じています。）

□ その他（原文のまま）

- ・ タバコを吸いたい人にとっても良い街にできるのがベストなように思えます。
- ・ 禁煙としていますが、実際は喫煙というお客様が多いです。
- ・ 受動喫煙はもちろん、能動喫煙の減少にも力を入れてほしい。
- ・ これまで喫煙の習慣がない若い人たちが、今後も習慣を作らないような取り組みに期待します。長年の喫煙者の行動変容は、若者らの変化に背中を押されることも大きいかと思います。
- ・ 当店は開店当初から禁煙であるから問題ないが、昭和から続く店にも同じ対応を行政が求めるのには無理があると思う。
- ・ 私の周りでは吸わない方々のための環境を守っております。
- ・ 吸いたい人だけ吸えばいい。

受動喫煙防止対策に関する御意見	
喫煙所の設置（受動喫煙しない場所、仕様）	12
条例制定（歩きタバコ、路上喫煙など）	9
たばこ製品の値上げ、製造販売しない	3
売上へ影響がある	2
周知啓発	1
その他	7

まとめ

◆所感

- 2020年4月の改正健康増進法の全面施行から6年経過し、厚生労働省の法律見直しのための検討が行われているが、問1の回答状況より、市内事業者に屋内に喫煙室を設置するための要件（技術的基準、標識掲示、20歳未満立入禁止、既存特定飲食提供施設等）が浸透していないと感じた。多くの事業者、特に、屋内喫煙室を設置又は設置予定事業者には、この要件について正しい知識を持って、受動喫煙が生じない喫煙室の運営をしていただけるよう、周知方法に工夫が必要だと感じた。
- 屋外喫煙について、喫煙者の配慮により受動喫煙を防止できることが理想であるが、物理的に、完全に防止することは難しいと実感する。厚生労働省による法律見直しのための検討において、屋外喫煙は議題にあがらなかったため、今後も現行法の中での取組となる。問3の「受動喫煙を減らす取組」でも多くの事業者が必要と回答した、「分煙施設整備費補助制度」を活用した「公衆喫煙所の整備」など、民間事業者の協力も得ながら、屋外での受動喫煙を無くすために当課でも可能な取組を考えていきたい。

◆今後の予定

- 本調査の二次指導の実施（対象：本調査において、要助言および確認となった事業者）
- SNSによる喫煙マナーについての周知啓発の継続
- 屋内喫煙ルール(特に新規オープン店)について、機会をとらえた相談窓口の利用促進や周知啓発等の情報発信